

平成25年1月28日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング20階  
産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉都 康行  
(コード番号 3249)  
資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久我 卓也  
問合せ先 インダストリアル本部長 西川 嘉人  
TEL. 03-5293-7091 E-mail: iif-3249.ir@mc-ubs.com

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成25年1月16日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

(1) 募集投資口数	下記①及び②の合計による本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）15,424口
	① 下記の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口 15,048口
	国内募集 7,524口
	海外募集 7,524口
	② 海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象投資口の上限として本投資口 376口
(2) 発行価格（募集価格）（注1）	1口当たり 692,250円
(3) 発行価格（募集価格）の総額（注2）	10,677,264,000円
(4) 払込金額（発行価額）（注1）	1口当たり 668,110円
(5) 払込金額（発行価額）の総額（注2）	10,304,928,640円
(6) 国内募集の申込期間	平成25年1月29日(火)～平成25年1月30日(水)
(7) 払込期日	平成25年2月4日(月)
(8) 受渡期日	平成25年2月5日(火)

(注1)引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。  
(注2)海外引受会社が上記(1)②に記載の権利を全て行使した場合の上限金額です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。  
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売 出 投 資 口 数		376 口
(2) 売 出 価 格	1 口当たり	692,250 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額		260,286,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 25 年 1 月 29 日(火)～平成 25 年 1 月 30 日(水)	
(5) 受 渡 期 日	平成 25 年 2 月 5 日(火)	

## 3. 第三者割当による新投資口発行

(1) 払 込 金 額（発行価額）	1 口当たり	668,110 円
(2) 払込金額（発行価額）の総額（上限）		251,209,360 円
(3) 申 込 期 間（申込期日）		平成 25 年 3 月 4 日(月)
(4) 払 込 期 日		平成 25 年 3 月 5 日(火)

(注)上記(3)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。

## <ご参考>

### 1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 25 年 1 月 28 日(月)	710,000 円
(2) ディスカウント率	2.50%	

### 2. シンジケートカバー取引期間

平成 25 年 1 月 31 日（木）～平成 25 年 2 月 26 日（火）

### 3. 今回の調達資金の使途

今回の国内募集、海外募集及び第三者割当による新投資口発行の手取金 10,556,138,000 円（上限）については、平成 25 年 1 月 16 日付で公表した「国内不動産及び不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」及び平成 25 年 1 月 23 日付で公表した「国内不動産及び不動産信託受益権の取得に関するお知らせ（続報）」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当します。

以 上

\*本投資法人のホームページ：<http://www.iif-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。